

農業構造改革に向けた農業委員会系統組織の取り組み経緯③

(3) 農業への新規就農支援活動の推進

① 新規就農相談事業の推進(昭和62年～)

○就農情報収集・提供活動(ウェブサイトにより広く一般に提供)

- ・農業法人等の求人情報や地方自治体の新規就農受入支援情報の収集・提供
- ・就農するために必要な基礎知識情報提供資料の作成

○新規就農相談活動

- ・専任相談員を配置し、個別相談の実施(平成24年度実績 3,214件)
- ・新規就農相談会「新・農業人フェア」の開催(平成24年度実績 9回開催、就農希望者5,552人が来場)
- ・「農業インターンシップ」の実施(平成24年度実績 907人)

② 「農の雇用事業」の実施(平成20年～)

- ・新規就農希望者を雇用した農業法人等に対し、研修助成金を月額最高97,000円を上限に最長2年間助成(平成24年度実績 3,734人)

③ 後継者のいない農業経営の第三者への移譲・継承に向けた「農業経営継承活動」の実施

④ 「新たな農業のパートナーづくり」の推進

- ・「農業参入法人連絡協議会(友の会)」(平成18年～)の活動の推進(研修会、現地研究会、情報提供の実施)
→農業特区、特定法人制度、加除条件付き農地貸付による農外からの農業参入企業の組織化と活動支援
- ・参入希望法人や受入希望市町村等を対象とした「農業参入説明会(セミナー)」を開催(年1回)

⑤ 農業における雇用改善への取り組み →他産業と遜色のない雇用環境の整備を目指す

⑥ 外国人農業研修生に対する「技能評価試験」の実施(平成24年度受験者数は7,085人)

⑦ 「日本農業技術検定」試験の運営(平成24年度受検者数は21,324人)

- ・新規就農希望者や農業を学ぶ学生などの農業についての知識、技術水準を客観的に評価

農政の基本である農地制度の実効性の確保に関する農業委員会組織の意見

平成25年全国農業委員会会長大会(平成25年5月30日)「基本農政の確立に向けた政策提案」より

- 1.「活かすべき農地」を早急に明らかにする取り組みの推進
- 2.農地基本台帳を農地政策の基礎情報と位置づける
- 3.円滑な農地利用調整のための中間受け皿機能の整備・強化
- 4.農地の受け手の登録とマッチングの実施
- 5.遊休農地等の円滑な利用調整のための措置
- 6.農地相続の啓発・相談事業の創設
- 7.農業生産法人の要件の堅持
- 8.遊休農地の発生防止・解消対策の強化
- 9.農地確保の徹底
- 10.農地転用規制の一層の厳格化
- 11.基盤整備の促進

Ⅱ. 農政の基本である農地制度の実効性の確保について

将来にわたって堅牢な農業施策を展開するためには、活かすべき農地とそうではない農地を峻別した上で、農地をフル活用していく必要がある。農業委員会系統組織は平成21年末以来、改正農地法等を現場に円滑に定着させるべく組織を挙げて取り組んできた。その実効性を更に高めるためには以下の諸点について早急に対策を講じる必要がある。

1. 「活かすべき農地」を早急に明らかにする取り組みの推進

(1) 農地の国土調査(地籍調査)の早期完了

農地基本台帳のさらなる整備・活用を図るには地図情報システム化が急務であることから、これを効率的に進めるために一定の期限を定めて農地についての国土調査(地籍調査)を完了させるとともに、国土調査の成果地図データを固定資産税課税台帳など他部署とともに共通利用できる環境整備を促進すること。

(2) 復元不可能な荒廃農地を速やかに非農地とする条件整備

農地の確保や利用に関する施策間の整合性が図られていないために、農業委員会が非農地判定を行うと、他の施策・制度(例. 農振農用地面積の確保目標、農業用水の配分、生産調整の配分等)に支障を来すことから、非農地判定が措置できない事案を迅速に処理できるよう環境の整備を図ること。

また、あわせて非農地判定された農地の地目変更を農業委員会が嘱託登記できる制度を創設すること。

2. 農地基本台帳を農地政策の基礎情報と位置づける

農地基本台帳とその地図情報を農地政策の基礎情報として位置づけ、的確かつ迅速に整備するために、定期的に住民基本台帳や固定資産課税台帳、登記簿との照合・連動を徹底する措置を講ずること。

また、農地基本台帳の記載項目に農地の貸付意向等を追加するとともに、水田台帳、農業共済台帳との連携を含め、農地利用集積に必要な情報の収集・照合の取り組みが、個人情報保護法の下でも的確に実施できるよう必要な措置を講ずること。これら、農地情報の収集、照合、連動、地図化及びシステムの整備・運用に必要な人員体制と十分な財源(新たな交付金の創設等)を確保すること。

3. 円滑な農地利用調整のための中間受け皿機能の整備・強化

地域内で即座には農地の受け手が見つからない活かすべき農地を、借り受け、必要に応じて再整備をすることで、農地の受け手に円滑に貸し付けるとともに面的に再配分するという新たな観点に立った中間受け皿機能を整備・強化すること。

併せて、中間受け皿機能を担う組織の活動に必要な財源確保を図ること。

4. 農地の受け手の登録とマッチングの実施

中間受け皿機能を実効あらしめるためにも、遊休農地の解消を含めた農地利用を希望する農業経営体（農業者及び農業法人、農外からの新規参入者・法人等）の登録と農業委員会等が保有する農地情報を担い手とマッチングするための相談活動等を、広域的に実施するための事業を創設すること。その場合、認定農業者協議会、稲作経営者会議、農業法人協会等の農業経営者組織のネットワーク化や活動支援に実績のある都道府県農業会議の機能とノウハウの活用を図ること。

5. 遊休農地等の円滑な利用調整のための措置

再生利用が可能な遊休農地等について、所有者の所在等が不明で保全・管理を含めて手をつけられないという状態を改善するため、遊休農地解消の手続きの簡便化をはじめ、担い手への利用権設定の手続きが終了するまでの維持・管理の仕組み、権利者不明の確認の手続きの効率化について検討すること。

6. 農地相続の啓発・相談事業の創設

(1) 「農地を相続したら届け出」の啓発・相談事業の創設

所有者の所在等がわからない農地を増やさないで有効利用するため「農地を相続したら必ず農業委員会に届け出する」という意識を喚起する広報キャンペーンと相談活動を継続的に実施する啓発・相談事業を創設すること。

(2) 相続未登記農地の登記の促進

相続未登記となっている農地は、遊休農地の発生要因及び利用集積の大きな妨げになっていることから、その相続登記を促進するため農業委員会に相談対応可能な職員を設置するとともに必要な財政措置を行うこと。

(3) 「田舎の農地相談活動」への支援

今後さらなる相続発生によって不在村地主が急増することが見込まれる中で、都市地域に在住する不在村者等が所有する田舎の農地を担い手に仲介することを目的に全国農業会議所が運営している「田舎の農地利用相談室」と「農地情報提供システム」の活動への支援措置を検討すること。

7. 農業生産法人の要件の堅持

一部で農業生産法人要件の緩和による株式会社の農地取得を認めるよう要求する声が上がっているが、平成21年の農地法等の改正により貸借による一般法人の農業参入の途は既に開かれている。また、そもそもの規制の意義である、農地と宅地等との価格差がもたらす投機目的取得の懸念や、採算を確保できず撤退し放棄された場合の農地の復元困難性などのリスクは、グローバル化の進展などでむしろ高まっていることから農業生産法人要件は、これを堅持すべきである。

8. 遊休農地の発生防止・解消対策の強化

(1) 遊休農地(荒廃農地)の再生利用に向けた支援

遊休農地(荒廃農地)を再生利用する活動や施設等の整備、農地の利用調整等を総合的・包括的に支援する「耕作放棄地再生利用緊急対策交付金」を継続して確保することとともに、推進機関の事業の推進に要する経費について十分な手当を講ずること。

(2) 「農地トラスト制度(仮称)」の創設

近年、農家の高齢化等により耕作放棄地が増加するとともに、不在村者への農地相続や相続分散による耕作放棄地の増加も危惧されている。所有権取得による規模拡大を志向する農業者が少ない中で、このような土地を農地として確保するためには、保全・管理等が困難となっている者の農地を事前に把握し、寄付による農地の移転を含めて公的に管理する仕組みの整備が求められる。このため、農地保有合理化法人、農地利用集積円滑化団体、農用地利用改善団体等の機能拡充と併せ、さらに幅広く市民の寄付等を活用して農地の確保・保全を図る「農地トラスト制度(仮称)」の創設について検討を行うこと。

また、相続を機に、農地の減少と細分化が進展するため、「活かすべき農地については、相続税の支払い方法として物納を選択しやすくし、国は中間受け皿機能を活用し、当該農地の保全と有効利用を図る方途についても検討すること。

(3) 「予備農地(仮称)」の考え方の導入と管理等への政策的な支援

遊休農地対策として、国の農地確保の方針の中に土壌条件の劣化を防止し耕作条件を維持する「予備農地(仮称)」の考え方を導入し(耕地保全、土作りのための取り組み(地力増進作物の作付等)の義務づけと併せた管理経費の補てん等の政策的な支援措置を講ずること。

(4) 非農地とした土地の管理・保全に向けた措置

森林・原野化した遊休農地の単純な非農地化は、農地法による土地利用規制が及ばなくなることから、周辺の農地や地域環境に悪影響を及ぼす懸念がある。このため、農業生産のための利用が困難な森林・原野化した遊休農地については、採草放牧地としての利用や地球温暖化防止のための二酸化炭素吸収源として認められる森林、鳥獣被害防止対策の緩衝林等として位置づけるなどにより、里山環境の適正な管理・保全が図られるよう政策的な支援措置を講ずること。

加えて、非農地化に際しては適切な土地利用の確保の観点から、里山等として保全できる制度や保安林指定のほか、農地法上の採草放牧地として管理するなどの手法も含めて制度措置を検討すること。

9. 農地確保の徹底

農業の生産基盤である農地は、食料の供給や国土の保全等の多面的機能の発揮といった重要な役割を果たしており、国の責任において農地の総量を確保し有効利用を図る観点から、農地転用制度および農業振興地域制度について、引き続き国の関与が必要であり、これ以上の農地転用に関する権限移譲を進めないこと。

さらに、「食料・農業・農村基本計画」で示された平成32年を目標とする農地面積461万haの確保を実現するため、農振法3条の2により明記された「国・都道府県による農地面積確保目標の設定・公表と改善措置」に基づき、現在の面積を示し、その確保の必要性を国民全体で共有したうえで具体策を実行すること。

10. 農地転用規制の一層の厳格化

優良農地を確保する観点から、農業振興地域の農用地区域からの除外の一層の厳格化のため、これまで農用地への大型商業施設の設置を可能としてきた農振法の「27号計画」について、さらに適切な運用に努めるとともに、都市計画法第34条第11号の「50戸連たん」などの要件で市街化調整区域農地の開発を認める仕組みについて、乱開発につながらないよう制度の見直しを検討すること。

また、農地の違反転用への指導をさらに徹底するため、違反転用農地の原状回復を確実に実施できるよう財政的な裏打ちについて十分措置するとともに、農業委員会、都道府県、市町村、警察、法務局、地域住民の自治会などで構成する「農地違反転用防止ネットワーク」の設置を促進し、刑事告発等の思い切った措置を後押しするため、国や都道府県が参画したキャンペーンなどの推進体制を整備すること。

あわせて、農業委員会等における「農地転用許可済標識」の設置・掲示の義務化について検討すること。

また、総務省行政評価局の勧告も踏まえて、農地転用許可権限の都道府県から市町村への移譲については慎重を期するとともに、移譲した自治体における転用許可事務の実態について、許可後の指導状況も含めて把握し、市町村段階では対応が困難な事例については国、都道府県が協力して地方自治法に基づく助言や支援を行うこと。とりわけ違反転用については、都道府県警察や環境衛生部局とも連携した指導支援体制を構築すること。

11. 基盤整備の促進

担い手の育成、遊休農地の発生防止のためには、新たな土地改良長期計画に基づき、農地の大区画化・汎用化等の基盤整備の促進と既存施設の更新整備が不可欠であり、農業農村整備事業をはじめ農業農村整備対策予算を十分に確保すること。